

## 下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第16回）議事概要

平成19年9月12日実施（札幌地域委員会庶務）

1 日時 9月12日午後3時（午後3時45分閉会）

2 場所 札幌高等裁判所5階第1中会議室

3 出席者

（委員）後藤 徹（弁護士），長井敬子（人権擁護委員），山崎 学（地裁  
所長），山本信一（地検検事正），吉田克己（大学教授，委員長代  
理）

（庶務）甲斐札幌高裁総務課長，早坂札幌高裁総務課課長補佐

（説明者）甲斐札幌高裁事務局長

4 議題

(1) 委員長の選任

(2) 協議

平成20年2月から9月までの間の再任（判事任命）候補者に関する情報収  
集の在り方について

5 議事

(1) 報告

庶務（甲斐総務課長）から，都築委員の後任者として山崎委員が任命された  
こと，第25回から第29回までの下級裁判所裁判官指名諮問委員会の議事概  
要について報告

(2) 委員長の選任

吉田委員長代理の議事進行により，委員長を互選した結果，山崎委員を委員  
長に選任した。

(3) 協議

ア 庶務（甲斐総務課長）から，平成20年上半期の裁判官指名候補者につい  
て，9月11日付けで送付のあった指名候補者の名簿等が提示され，情報収

集に関する指名諮問委員会からの指示内容が報告された。

イ 当地域委員会に関する平成20年2月から9月までの間の再任（判事任命）候補者についての情報収集の在り方について協議した結果，指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長に宛てて庶務から審議資料として示された周知依頼文案（審議資料1から6まで）の書面を送付して，情報の提供を受けることとされた。また，札幌高地家裁に対応する周知先に対する周知依頼文書に添付する「裁判官指名候補者名簿」については，昨年と同様に配属部及び在職期間を付記することとなった。

なお，周知依頼文書案（審理資料2，4及び6）について，委員から，将来的に，周知依頼文書に「裁判官の職権の独立に対する影響，・・・（省略）・・・，多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。」と記載する必要がなくなることを希望する旨の発言があり，次回の委員会までに庶務において，他の地域委員会における弁護士会への情報提供の依頼方法などについて調べて報告することとなった。

ウ 提供された情報については，各委員は，庶務からの連絡を受け，随時，閲覧することとなった。

エ 提供された情報について調査を要する場合には，委員長と委員長代理の協議により，調査方法及び委員会招集の必要性についての判断を行うこと，また，提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合には委員会を招集することが確認された。

### (3) 次回開催予定

第17回の札幌地域委員会を11月5日午前10時に開催することが確認された。

平成19年9月 日

札幌高等検察庁検事長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成20年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついでには、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成19年10月19日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

(名簿添付省略)

平成19年9月 日

北海道弁護士会連合会理事長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 山 崎 学

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成20年2月から9月までの間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーに配慮するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成19年10月19日(金)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏

名及び所属を記載した書面を，各個人から直接，当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（名簿添付省略）

審議資料3及び審議資料5は審議資料1と，審議資料4及び審議資料6は審議資料2と，それぞれ名宛人が異なるだけで，同一内容につき添付省略